

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月12日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第2号

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(有効期間更新申請)</p> <p>第2条 法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請をしようとする者は、様式第1号による有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）又は様式第2号による有効期間更新申請書（免許状更新講習受講の免除によるもの）に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 免許状を有することを証明する書類で、次のア及びイに掲げる区分に応じ、次のア及びイに定めるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 二回目以後の有効期間更新申請等をする者 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「省令」という。）第61条の10に規定する<u>証明書又は授与証明書</u>。ただし、省令第61条の10に規定する証明書に記載されていない免許状を有する者にあつては、これらの書類に加えて当該免許状の写し又は授与証明書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(更新講習修了確認申請)</p> <p>第4条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定による更新講習修了確認の申請をしようとする者は、様式第4号による更新講習修了確認申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p>	<p>(有効期間更新申請)</p> <p>第2条 法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請をしようとする者は、様式第1号による有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）又は様式第2号による有効期間更新申請書（免許状更新講習受講の免除によるもの）に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 免許状を有することを証明する書類で、次のア及びイに掲げる区分に応じ、次のア及びイに定めるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 二回目以後の有効期間更新申請等をする者 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「省令」という。）第61条の10に規定する<u>証明書の写し又は授与証明書</u>。ただし、省令第61条の10に規定する証明書に記載されていない免許状を有する者にあつては、これらの書類に加えて当該免許状の写し又は授与証明書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(更新講習修了確認申請)</p> <p>第4条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定による更新講習修了確認の申請をしようとする者は、様式第4号による更新講習修了確認申請書に次に掲げる書類を添えて免許管理者に提出しなければならない。</p>

(1) 免許状を有することを証明する書類で、次のア及びイに掲げる区分に応じ、次のア及びイに定めるもの

ア (略)

イ 二回目以後の更新講習修了確認申請等をする者 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。）附則第15条に規定する証明書又は授与証明書。ただし、平成20年改正省令附則第15条に規定する証明書に記載されていない免許状を有する者にあつては、これらの書類に加えて当該免許状の写し又は授与証明書

(2) (略)

(1) 免許状を有することを証明する書類で、次のア及びイに掲げる区分に応じ、次のア及びイに定めるもの

ア (略)

イ 二回目以後の更新講習修了確認申請等をする者 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。）附則第15条に規定する証明書の写し又は授与証明書。ただし、平成20年改正省令附則第15条に規定する証明書に記載されていない免許状を有する者にあつては、これらの書類に加えて当該免許状の写し又は授与証明書

(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の規定により提出されている申請書等は、改正後の教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の相当する規定により提出された申請書等とみなす。